

# 制定から20年を迎えるニセコ町まちづくり 基本条例－あゆみと展望

ニセコ町長 片山 健也

聞き手／佐藤 克廣

北海学園大学法学部教授・当研究所理事長

**佐藤** ニセコ町まちづくり基本条例が制定され、今年一二月に二〇年を迎えますので、片山町長にこれまでのあゆみや課題、今後の展望などをお伺いしたいと思い、お忙しい中お時間をつくっていただきました。早速、以前から疑問に思っていたことをお伺いしたいのですが、なぜ、ニセコ町は「まちづくり基本条例」と名付けたのでしょうか。その理由をお教えいただけませんか。

## 名称を「まちづくり基本条例」とした理由

**片山** 検討していた当時、私は町職員でしたので、「自治基本条例」の方が言葉としてなじみがあり、すつきりした印象を持っていたのは事実です。しかし、当時町長だった逢坂誠二さん（現・衆議院議員）は常に町民目線を重視していました。実際、町が主催する講座の名称は「まちづくり町民講座」でしたし、役場内の課名を「生涯学習課」から「町民学習課」や「町民生活課」などに変更しています。また、住民から選ばれた審議会委員も「まちづくり」という言葉に強いこだわりを持っていました。

そうした環境もあり「名称が自治基本条例では住民の皆さんになじみにくいので、まちづくり基本条例の方がいいのではないか」という意識が、住民と町長だった逢坂さんの中で一致し、名称はニセコ町まちづくり基本条例となりました。

**佐藤** ご存知のように、過去にもまちづくり基

本条例との名称を持つ条例はありましたが、それらは都市計画などの「ハード面」の条例でした。二〇年前、ニセコ町が町民参加や情報公開などのいわゆる「ソフト面」も取り入れて条例化したことは、非常に先進的だったと思います。

## まちづくり基本条例のスタートは 情報公開を続けるため

**片山** 私たち自治体職員が仕事をしていて違和感があるのは、町長が交代する度に「これどうしますか」「住民と話をしますか」「それともこうですか」という確認でした。町長が逢坂さんとなつてからは徹底した情報公開ですから、管理職会議を始め、すべての会議が公開になりました。ただ、いずれ町長は交代するわけですから、逢坂さんがやっているような情報公開が引き継がれるかという点、その保証は全くありません。

今までやってきた情報公開の仕組みは、住民の皆さんと一〇年以上こつこつと積み上げてきたものです。将来に向けその制度を担保する必要があるのではないかと。それならば自治体における憲法に相当するものが必要ではないかと。これがまちづくり基本条例制定のきっかけです。

**佐藤** 制定にはいろいろな先生方が協力されていましたね。

**片山** まちづくり基本条例制定前、町の広報広聴を考える「ニセコ町広報広聴検討プロジェクト



会議」の座長をしていただいた縁で、特に北海道大学教授（当時）の木佐茂男さんにご協力をいただきました。

この頃、恵庭市の広報誌「広報えにわ一九九四年一月号」の特集「自治を問う」が内部から市政の問題を特集したこともあり、私たちに「広報というのがあるべきだ」という衝撃を与えました。二セコ町も広報広聴を立て直しすべく住民

と議論をしてきたのですが、木佐教授も「自治体の課題は基本となる条例がないことも要因の一つ」と考えており、自身が代表を務め、自治体職員が会員となっていた札幌地方自治法研究会の中に自治基本条例プロジェクトを立ち上げ、釧路市役所に勤務していた名塚昭さんを始め、会員一五名ほどで条例の検討を始めました。

### 制定に向け高まる住民意識

#### 一方で議会は反発

**佐藤** 住民の皆さんの反応は概ね好評だったのでしょうか。

**片山** 最初、住民の意識は「何それ」という印象でした。ただ、法政大学法学部教授（当時）の松下圭一さんに来て頂き、シンポジウムを複数回開催し、制定に向けて何度も住民と意見交換していくうちに住民から「やっぱりルールは必要だよね」「今、二セコがやっている情報公開が首長の交代で無くなってしまふことは困るよね」という意識に変化していった。まちづくり基本条例制定直前の住民意識は相当高かったと記憶しています。

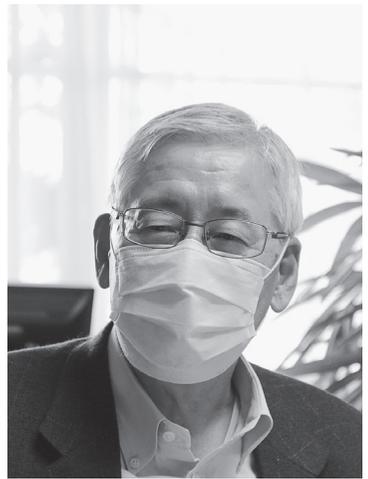
その頃の出来事で、とても印象に残っていることがあります。町民パネリストの意見を受けて、三〇分だけ松下教授が発言するというシンポジウムを何回か開催しました。その場で私もよく知る住民から二セコに住んでいて、役場の世話になっ

たことは一度も無い。役場に対して距離を持っている。だから役場はもう少ししつかりやってほしい」との趣旨の発言をしました。それに対し松下教授は「発言自体は素晴らしい」と述べた上で、「だけど、一つだけ考えて欲しいのは皆さん朝起きたらまず、歯を磨き、顔を洗うのに水道を使いますよね。買い物行くときは道路使いますよね。それは皆さんの生活です。つまり公共の役場があるから皆さんの生活ができていますよ」と分かりやすく説明してくださいました。私たちが聞いていても「そうだよな」と心に染み込みました。あのようなシンポジウムを何回か重ねたのは大きかったと感じています。

議会では賛成一〇、反対五で可決成立しましたが、反対の意見も相当強かったのは事実です。議会もまちづくり基本条例の合宿勉強会をし、真剣に向き合い、検討してくれました。今思い返せば、一部の議員が否決に向けて活発な動きを見せていましたので、よく可決したなという感じですね。

**佐藤** 町議会の中には賛成する人もいれば、反対する人もいたのですね。

**片山** 私が見る限り、反対する議員はかなり強硬でした。最初はまちづくり基本条例に賛否の意志表示をしていなかった議員も巻き込んで勉強会を実施して、「反対するように」と圧力をかけていましたね。これまでも福祉条例の否決や予算の凍結などが普通にありましたので、可決成立するかはふたを開けてみないと分からない状況でした



かたやま けんや 氏

が、マスクの注目も集めていましたし、これまでに全国レベルで勉強してきた全国合同法務研究会の仲間から議会開会中に「どうなった」と連絡が来るほどでした。

### 読んですぐ理解できる条文に

片山 まちづくり基本条例の案自体は、庁内プロジェクトメンバーが中心となって作って、いろいろな調整をして一二月議会に提案しました。その年の七月に住民のワーキンググループに条例案を見てもらったのですが、そのメンバーから「みんなで作ってきた条文を何回読んで私たちは理解できない。大学の法学部卒じゃないと理解できない条文ではないのか」と指摘がありました。

当時、中学二年生が読んで理解できる広報誌を目指していたのですが、この指摘をきっかけに

まちづくり基本条例も中学二年生が読んで分かるよう、法律用語は使わないようにする、地方自治法からの引用を止める、条文も三五文字以内とし、長くなった場合はすべて分けるなど、読みやすさを重視した条文に修正しました。この時、私は「最後は裁判で争うことになる。解釈が紛れることがあつては困るので、法律用語や慣用語を用いなければならぬ」と抵抗しましたが、委員の皆さんからは「まちの憲法でしょ。どうして法的なことを言うんだ」と反論され、つらい思いをしましたね。

そして、まちづくり基本条例の検討は業務ではありませんでしたので、終業後、夜八時か九時くらいから作業をすることが多かったのですが、修正作業をやりながら、頭の隅には「こんな子どもみたいな条例作つて」と馬鹿にするであろう研究者の声が聞こえていたものです。余談ですが、制定翌年の議会議長会のシンポジウムで、当時の議長がパネリストで呼ばれ、神戸大学法学部教授(当時)阿部泰隆さんの横に座ることになったので、まちづくり基本条例をレクチャーしたところ、褒めていただきました。ただ、一点「泥臭さが無い」「もっと泥臭くていい」と指摘されましたけどね。

佐藤 そうした苦労の中で制定し、ニセコ町まちづくり基本条例が有名となったことでいろいろな自治体が自治基本条例を作ろうという流れになっていったと思うのですが、他の自治体に影響を与えたとお考えでしょうか。

### 情報公開条例制定がまちづくり基本条例のきっかけに

片山 影響はあつたとは思いますが、情報公開条例を制定した時の方がインパクトはあつた気がします。情報公開条例も私が担当し、同時に個人情報保護条例も制定しました。制定にあつては当時、札幌市職員だった田中孝男(現・九州大学法学研究院教授)さんにぜひぶんアドバイスをいただきました。先進的だと言われていた情報公開条例をいくつも読み込みましたが、どの条例を読んでもしつくり来なかつた。それは市民の側に立つた条例ではなかつたからです。

こんな情報公開条例を作つても意味はない、と思つていた矢先、日本弁護士連合会が発刊した『アメリカ情報自由法』に出会いました。それを読んで自動公開原則、情報公開原則など、ニセコが求めている情報公開条例と類似点が多いことに気づき、条例を作ろうという気持ちになりました。

佐藤 確かにあの頃、片山さんから「情報公開条例は必要なのではないか」と良く尋ねられたものです。

片山 木佐教授からは「アメリカは市民権を指して情報自由法がある。しかし、ドイツは過去の歴史に学び、暮らしの中に自治体や国から情報が流れる風土を作つた。ニセコ町が情報公開するのであれば、何でも見せまますとした方が住民の負

担がないでしよう」とアドバイザーをされました。一方で、情報公開が将来までずっと続くのかと不安に思っている住民も多くいたのも事実です。情報公開条例制定に向け頭を悩ませていると、NHKでアメリカの情報社会と日本の秘密社会の違いを特集していました。

これを見て、情報公開を制度化し住民の権利として担保しなければならぬと再認識しました。また、前述の阿部教授が「情報公開条例を作っても、結果的に職員の裁量的秘密主義に基づいて、職員の裁量で情報が出たり出なかつたりするのはおかしいのではないか」という発言も刺激となり、作る以上は徹底した住民目線で、徹底した情報公開条例を作ろうと取り組み、制定後もあちこちで評価いただきました。

視察も多い時には年間二五〇〇人以上、団体数では言えば二〇〇から二五〇くらいは受付したと思います。自治基本条例はそこまで行きませんで



氏 ひろかつ さとう

したが、視察は多かったですね。

**佐藤** 確かに、当時の情報公開条例は行政文書の開示条例でしかなかったですからね。

**片山** しかも、住民に開示請求書を提出させた上での公開です。本来、自治体を持つ情報は主権者たる住民の情報になります。その主権者の情報を私たち行政が組織的に預かっているだけなのに、住民が「開示をお願いします」と来たら、行政側が「よしよし見せてやる」というのはそもそもおかしい。

二セコ町はその部分をどうするか本当に悩み、結果として「情報」を二つに分類をし、「開示情報」という定義を新たに設けました。基本的にグレーゾーン以外の情報は全てお見せする。だから情報開示の記録も作りません。請求書も不要、どうぞ見てくださいとしました。そのあたりの制度設計は相当工夫しましたね。その考えなどはまちづくりに基本条例の中にも生きています。

**佐藤** 私も二セコ町の情報公開条例はかなり工夫しているな、と感心しています。確か「無い情報はつくる」という規定があったと記憶しているのですが。

**片山** 行政でよくあるのが「廃棄処分しました」「保存年限を越えているので残っていない」です。だから情報がないので開示できませんというのは腑に落ちない。できる限り情報を集め、復旧して出せるものは出すという意味で二セコ町情報公開条例第一三条「公開請求に係る町政情報が不存在

の場合の手続」を規定しました。

**佐藤** そういう意味だったのですね。当時、道庁などの審議会などに出席すると、情報がないのに政策を打ち出している例が多々あり、私が「情報がないのにどうやって政策を作るのか」と追求すると、担当者から「本当に情報がありません」という回答がよくありました。政策を作っていくためには、裏付けがなければならぬはずなのですが、第一三条第一項第二号の規定は町民から何かあったら考える、あるいは情報づくりをしますよ、という意図だと思っていました。

**片山** もちろん、そういう側面もあります。本当は情報を持っているのに、「作っていません。捨ててしまいました」など、情報が無いことを理由に何もしないというケースが多すぎるからです。**佐藤** そうなると、当時は意識されていなかったかもしれませんが、最近言われるようになったエビデンス・ベイスト・ポリシー・メイキング(Evidence Based Policy Making:「証拠や事実に基づいた政策形成」)などを無意識にやっていたのですね。

**片山** 二セコ町の個人情報保護条例の制度設計は、個人情報保護の基本となるガイドライン「OECD八原則」に基づいています。ですが、当時はあまりこだわった個人情報保護条例とは考えていませんでした。

実は自治体が税務署に対し、協力関係で提供している情報がすごく多いのはご存知だと思います。

ニセコ町も税務署から「管内で情報を提供していないのはニセコ町だけです。お宅の税務課と協力しているのに、そちらから情報は提供しないのですか」と言われました。当時調べてみると、税務署の任意協力を拒否していた道内自治体はいくつかありましたが、少数派でした。ニセコ町個人情報審査会に諮問してみたところ、小樽商科大学教授（当時）相内俊一さんなど委員の方々の審議で「提供できない情報」と決定、私が税務署長へ説明しに行きました。

私は「税務署が町に対し正式文書を出せば、町としても法律に基づき回答することができると伝えたと、税務署長から「そうなる」と決裁権が本庁まで行くので、税務署長の範囲ではないので、諒解する」と言われたエピソードもありましたね。

### 見直してまちづくり基本条例を育てていく

**佐藤** 話が少し脱線してしまいましたので、まちづくり基本条例の方に戻っていきたくのですが、ホームページなどを見てみますと、何度か見直しを実施されていますね。

**片山** 最初は二〇〇五年（平成一七年）です。この時は議会規定と政策法務規定を追加しました。そもそも、まちづくり基本条例を検討していた際のたたき台には議会の規定を入れていました。ですが、議会から「代表機関である議会の規定を町

長部局で議論するのはおかしい。代表機関である私たちが考えるべきだ」と指摘があり、議会規定の検討自体を中止しました。

議会には私たちが考えたものをベースとして検討・修正していただき、まちづくり基本条例を提案した二〇〇〇年一二月議会で同時に出して頂くことを考えていたのですが、前述のようにまちづくり基本条例の制定自体反対という議員もいましたので、そのような議論とはならず、スタートして四年後の二〇〇五年に政策法務規定を行政側の提案で加える際、議会側が修正提案という形で議会規定を加えました。

**佐藤** 議会の規定は改正検討委員会の答申に基づくものではなく、議員提案だったということですか。

**片山** そうです。そこで画期的だったのは政策会議の規定を入れたことです。議会は議員協議会をよく開催しますが、非公開ですから議論の中心が見えてきません。本来議会はすべて公開で、住民の代表がどのような発言をしたか見えなければならぬのですが、議員協議会には誰が発言をしたかわからない形でやっています。しかも、議員協議会の位置づけは議会の正式会議とはなっていない。公式では無い会議で物事がどんどん決まってしまう。公式では無い。そこで、傍聴も自由にして全て公開すべきとの思いから政策会議の規定を入れていきます。

**佐藤** 政策会議の規定も議員提案だったのでしょうか。

うか。

**片山** そうです。まちづくり基本条例制定から反対し続けた議員は、町長選もありましたから、当時町長だった逢坂さんに対するいい悪いではなく、基本的に何でも反対だったのです。ですが、それ以上に町民の意識が変わってきたのが大きかった。これが後押しとなり、まちづくり基本条例ができた以上は、議会規定を盛り込むべきと考える熱心な議員さんが三人ほど出てきて、議会の中で動いた結果、修正案を出してきました。

**佐藤** 一方、町の提案で追加した政策法務や危機管理の規定はどのようにして決めたのでしょうか。

**片山** これは改正検討委員会を含め、住民の皆さんと議論をして決めました。

### 見直して行政運営を振り返る―「協働」の文言を削除

**佐藤** その後、第二次改正、第三次改正、第四次改正と続いています。ホームページを確認すると第二次改正は新旧対照表もあり分かりやすいのですが、第三次改正と第四次改正がよく分かりませんが、第二次改正では条項追加のほか、第八章のタイトルを「まちづくりの協働過程」から「計画策定過程」に変更しました。私たちもまちづくり基本条例が制定されてしばらく経ってから第八

章に「協働」の文言が残っていることに気づきました。

**佐藤** 確かに、当時は「協働」という言葉が流れていた印象はありますね。

**片山** 私たち行政は主権者の意を体して動く、言ってみれば住民の皆さんの自治機構です。したがって、住民と行政が協働することはあり得ません。これについては改正検討委員の皆さんも、住民の皆さんからも「それはそうだ」との意見でしたので、割とすんなり「協働」は削除できました。

**佐藤** 私は学生時代から「変だな」と思っていました。私も今も「協働」というと、いいイメージで捉えられているところがあります。

**片山** 改正に先立ち、なぜ「協働」の文言が入った経緯を資料などで調べてみたのですが、私も含めて誰も知りませんでした。本当に抵抗なく入ったのだと思います。その後の第三次は軽微な改正で、第四次について改正検討委員会自体は二年間開催しましたが、改正箇所はありませんでした。

最近の改正はどちらかというと、「やっている・やっていない」「情報が全く公表されていないので、ホームページに入れ込んだほうがいい」というような、内部評価に終始しています。

実際、第四次の改正検討委員会から「今後も検証はしっかりしてほしい」「議会の政策会議がほぼ開催されていない」という意見書が提出されました。なお、政策会議については議会事務局長が議員に働きかけをしたのですが、議員としては全

ての会議の公開を認めているわけではないようです。その問題の解消には時間を要すると思っております。

**佐藤** 改正や見直しにあたっては、まちづくり基本条例改正検討委員会を設置し、住民の皆さんから委員を選任しておられますが、この苦労はありますでしょうか。

### まちづくり教育と情報公開の難しさ

**片山** 最近では、まちづくり基本条例改正検討委員会にいろいろな委員さんが入られていますし、ニセコ町は移住者も多い自治体です。まちづくり基本条例があるからニセコに移住したと明確に言う方もいますし、こういう町なら風通しもいいし安心して暮らせると思ったので移住したという住民もいます。一方で、「行政とは嘘をつく組織だ」と思って生活されてきた方が移住してきているのも事実です。

そもそも、移住されてきた方は過去の経過が分かりませんし、そうした方からすれば「条例に書いてあることは何にもやっていない」と最初から拒絶反応もあります。こうした住民にまちづくり基本条例を理解してもらおうのは少し時間がかかるときもありますね。ですが、まちづくり基本条例改正検討委員会も町民講座もすべて公開ですので、拒絶する住民はそれほど多くないと思います。

**佐藤** ところで議事録を読むと、誰が発言した

かは書いていませんね。これは何か意図があるのでしょうか。

**片山** それは発言者を明記することで委員自身にプレッシャーがかかるからです。古くからの住民は相互扶助的な考えを有する方が多いですが、移住された住民の中にはそうではない方もおり、自分の気に食わないことがあったら「お前、こういう発言しただろう」と本人に意見をぶつけていくことがあります。私は何も隠すことはありませんので、住民からそのような言葉を向けられても構いませんが、委員については人間の尊厳を守るために発言者名を入れないと決めました。

**佐藤** ニセコ町情報公開条例第六条第四号アでも公開除外対象になっていますね。札幌市の場合、委員と言っても百何十万人の一人ですから、誰がどうこう言ってもはつきりしないこともあり名前は明記されていますが、その点は都市部とは違うのですね。

### 財民主義社会も確立させたまちづくり基本条例

**佐藤** あと、まちづくり基本条例に基づいて予算説明書「もつと知りたいことしの仕事」を出されましたね。

**片山** 『もつと知りたいことしの仕事』は、まちづくり基本条例よりも前から始めていました。逢坂さんが町長に就任した一九九四年の翌年から出

しているのです、今年で二五年目になります。最初に発行する時は「この忙しいときに」と役場内の反対がすごかった。議会からも「慎重審議しているのに住民へ予算説明書を配るとは何事だ」「議会軽視ではないか」とまで言われました。以前、私もこの担当をしたことがありますが、最初の『もつと知りたいことしの仕事』は一五ページほどだったはず。ほとんど職員が作ってしまいますから、予算は印刷代だけで、かかった経費は三八万円ほどでした。とは言え、作ったものをただ印刷しただけでも、議会では経費のムダと疑問視する声もありました。でも、発行を始めて三年経過して変化を感じましたね。

というのも、私の職員時代には住民からの要望や陳情が年間三五〇〇四五〇件近くありました。三〇〇件以下だったことはなかったと思います。それが『もつと知りたいことしの仕事』が発行され、中には一人当たりの借金も出ていますし、町政懇談会などでまちの財政状況を説明するようになると、住民自身も「役場はそんなにお金のあるところじゃない」と感じてもらえるようになりましたね。

例えば、スクールバスに一人当たりどれくらい費用がかかっているのかも公表していますが、スクールバスを利用していない児童もいます。住民からは、「一人当たりの小学校費よりスクールバス経費の方が高い。本当に必要なのか」と声を挙げる人も出てくるようになりました。ここまで

来ると、住民自身が自治体財政を理解してきているなど感じますね。その結果、要望・陳情事項は一〇〇件を切って、今は毎年六〇件あるかないくらいです。

佐藤 予算説明書はかなり具体的に書かれていますよね。

片山 私たちは財政民主主義社会を作るためには、『もつと知りたいことしの仕事』のようなカウンタビリティ的なのが必要だとの考えで始めたのですが、ものすごく効果があったと思います。実際、私が町民生活課長だったころ、一人の住民が『もつと知りたいことしの仕事』の事業額を自分で集計したが、合計額が合わない。役場を出している予算書とも合わない」と役場に來ました。

ただ、『もつと知りたいことしの仕事』は住民に必要と思われる情報を掲載し、細かい数値までは入れていません。こうした説明することは多々ありましたので、住民は結構読んでもらっていると感じています。

### 宣誓規定の重み

佐藤 片山さんは職員としてまちづくり基本条例の制定に関わってこられて、二〇〇九年に町長となられました。町長に就任して「こういうところが違った」あるいは「条例があつてよかった」など、まちづくり基本条例を改めて見てどうお感

じになったか、お教え願えますか。

片山 普段、あまり緊張することはないのですが、まちづくり基本条例第二六条（就任時の宣誓）に基づく宣誓は緊張します。自分の言葉で「宣誓」と述べてから議場で行う宣誓は重責を感じます。

内容について広報誌に掲載はもちろん、最近ではコミュニティFMのラジオニセコでそのまま流しています。町長になって、いろいろなところで交流する機会が増えましたが、とある自治体で制定した自治基本条例が全く動いていないと聞きまし。行政法務の研究者らが「日本で一番すばらしい」と賞賛するほどの自治基本条例でしたが、どうやら、市長の交代で触れること自体がタブーとなつてしまい、職員同士も自治基本条例に触れないそうです。私は議論を尽くして制定したのに勿体ないと思つています。

ニセコ町はどうあれ、就任してすぐに宣誓しなければならぬ。日本国憲法とまちづくり基本条例について宣誓をします。実は、過去にその当時の町長が一部の職員に対し、「広報紙は月一回ではなく、年数回でいいのではないか」「予算説明書の全戸配布を止めてもいいのではないか。あるいは希望者だけに予約配布すればいいのではないか」と指示していました。

私もこの指示は知りませんでした。が、勇気ある職員がその町長の前で「町長からの指示は基本条例に違反していると思うのですが、皆さんはどう思いますか」と発言し、驚いた記憶があります。

当時の町長はいろいろな理由を述べて情報公開には後ろ向きだったことは間違いありませんが、その後も、その職員を含めた何人かの職員が町長室で「基本条例上どう説明するのか」と前町長を問い詰め、結局は従来通り進めることになりました。そう考えると、まちづくり基本条例は為政者にとっても行動指針となつていきますし、住民にとつて見れば、町が説明責任を果たしているか、違反していないかの指針になっていきますので、まちの憲法としての役割を果たしているなど感じています。

**佐藤** 私は宣誓をしたことないので分かりませんが、普通に考えると宣誓は型どりの挨拶にしか見えませんが、そんなにプレッシャーになるのですね。

**片山** 私の実体験では、聖書の前でやる結婚式の宣誓よりはるかに緊張しますよ。

**佐藤** それが後々までをつけて回るということですものね。

### 遊び心から始まった宣誓規定

**片山** 宣誓規定は札幌地方自治研究会を北海道大学の教室で開催した際、木佐教授が「宣誓規定を入れるのはどうか」と言ったのがきっかけです。これに対し集まった六〇人ほどのメンバーは、遊び心の感覚も多くありましたが、「あ、いいね。宣誓は面白い！」と軽い気持ちで考えていました

ね。また、どの候補者も選挙戦で良いこと言いますが、就任後、「思っていたより財政が厳しくて全くできません」みたいなことはよくあります。そうした時に宣誓をしておけば、リコールもしやすくなる。宣誓にはリコール制度活用の意味も持たせました。

一方、私たちでも教育長や副町長がどんなビジョンを持つている人なのか疑問に思うことがありますので、自分の教育方針や行政運営方針を住民に伝えるためにも宣誓が必要です。私は宣誓規定を置いて良かったと考えていますが、宣誓はみんな嫌がりませんから、この規定を持つ自治基本条例は数少ないと聞いています。

**佐藤** 国家公務員法でも地方公務員法でも一般職が入庁する時には職務の宣誓することになっています。特別職が宣誓不要もおかしいですよね。そういう意味ではまちづくり基本条例は町長となつても役立ったとも言えますが、普通に考えれば条例に縛られるわけですから、作らない方が良かったのではないかと思います。

### 政策や事務を振り返るためにまちづくり基本条例がある

**片山** 一昨年、日本国憲法改正議論があり、為政者を憲法が縛る「立憲主義」が話題となりました。同じ頃、ある議員から「まちづくり基本条例の価値」の議会質問を受けたのですが、私は「ま

ちづくり基本条例は役場側も町長も含めて、いろいろな動き自体を縛っているものです。したがって、立憲主義に基づき作られている条例です」と回答しました。やっぱり、町長も人間ですから何期か続けていくとルーズになつてしまいますし、肌感覚でわかるような独善的首長になつてしまう。そうならないためにも絶えず振り返るものがあることはいいことだと思います。

**佐藤** 自分が変な方に行かないようにしてくださいね。

**片山** そう、大事なことです。私自身はまちづくり基本条例を作つて誇りに思っていますし、はっきり言えば規定されている以上のことをやっていると思つていきます。しかしながら、「説明責任を果たしていない」「まちづくり基本条例の政策意思形成過程を住民としていない」などと指摘する方もいる。

いろいろな見方があるからこそ、まちづくり基本条例は絶えず自分自身を戒める材料になると考えていますし、そうした基準が何にもなかったら、住民に対しても逆に何にも言えなくなります。職員もすべての事務事業がまちづくり基本条例に基づいてどうかを検証してから提案してきますので、職員意識も変化しましたね。

**佐藤** 職員も何かする時はまちづくり基本条例に基づかなければならないということですね。

**片山** そうです。私は絶えず「まちづくり基本条例の精神を」と言っています。最近は何か始め

る時の発想として、まちづくり基本条例、環境モデル都市、SDGs 未来都市を考えるように、と言っていますので、意識している職員は多いと思います。

**佐藤** 新たに職員になろうという人もまちづくり基本条例を理解して来るわけですね。

**片山** 職員受験者の多くが応募理由にまちづくり基本条例と書いていますが、採用後の研修でも時間を割いています。

**佐藤** 受験者を含む多くの人にまちづくり基本条例が浸透しているということになりますね。

### まちづくり基本条例が住民に与えた影響

**片山** ラジオニセコの聴取率が六〇％台ですが、以前、総合計画の立案に際しアンケートを実施したときは、まちづくり基本条例の浸透率はかなり高かったと記憶しています。また、広報誌にも議会だよりにもまちづくり基本条例のことは載っていますし、最近転入された住民は別ですが、古い住民にとつてはあるのが当たり前のように感じていると思います。

**佐藤** そうなると、まちづくり基本条例は町政やまちづくりに相当なインパクトを与えてきたことになりましたね。

**片山** それはもちろんです。今の議会で否定する議員はいません。経験年数が浅い議員ほどまちづくり基本条例のことを出し、評価しているよう

に感じます。

**佐藤** 最近では外国人住民も増えていると聞いています。先ほど、この条例があるから移住した方がいるとの話がありました。外国人住民にとつてまちづくり基本条例はどう見られているのでしょうか。

**片山** 外国人住民は今、三五〇人くらい居住しています。外国人住民からまちづくり基本条例があるから来たという話は聞いたことがありませんが、外国人住民にも地方創生の会議や住みよいまちにするための会議に参加してもらっています。もちろん、会議は全て英語で実施するなどの配慮をし、提案を町政に反映したこともあります。あと、移住者に配布する「ポケット版まちづくり基本条例」にも英訳を入れています。

### 子どもたちの高いまちづくり意識が町を刺激する

**佐藤** 一方、子どもたちや若年層はどうでしょうか。

**片山** まちづくり基本条例第一条（満二〇歳未満の町民のまちづくりに参加する権利）に基づき、子ども議会と小学生・中学生まちづくり委員会を継続して実施していますが、今年からは高校生にも対象を広げました。ただ、コロナ禍ということで気を使いながらの実施です。子ども議会は私の職員時代から行っていますが、最初は「どう

なんだろうか」と懐疑的に見ていました。

でも実際にやってみて、子どもの意見は大事だと理解しました。子ども会議などの事業は教育委員会が所管なので、事前に教育委員会が子どもたちを集めレクチャーするのですが、どんな質問をするかはみんなで話し合いするものの、質問する内容自体は子ども自身が決め、質問の文書を作成します。

子どもたちは私たちが思ってもいない、考えていないことを質問してきますので、必ず気づきがありますね。私たちはいいと思つてやったことも、子どもの視点で見れば価値がなかったということによくあります。子ども会議は夏休み中の八月に開催していますが、そこで出てきた提案などを九月議会での町補正予算として提出したことが何度もありますよ。

子どもの参加で言えば、今でも鮮明に覚えている出来事があります。まちづくり基本条例一〇周年シンポジウムの場だったと思いますが、同時期に小学校のジャンゲルジムやブランコなどの遊具を入れ替えしました。シンポジウムの場で子どもが手を挙げ、「私たちの小学校の遊具が変わりました。でも、私たちの意見を何一つ聞いていません。まちづくり基本条例には子どもの意見を聞く」と書いてあります。これでもいいのですか」と質問があり、教育長が答弁に窮していました。あとで確認したところ、教員には遊具の入れ替えを説明しましたが、子どもたちの意見は聞いていません

でした。

役場の近くにあるニセコ農村公園「ちびつこ広場」でも、近いうちに遊具を入れ替えることを予定していますが、その整備に際しては何度も子どもの意見を聞いています。子どもにとってみても、自分たちが参加して作る公園ですから愛着も出てくるでしょう。本当に子どもたちには勉強させられていきます。

**佐藤** 以前は市民参加は言われていましたが、本当の当事者、実際に使う人の話を聞かないで事業を行ってしまうことがあり、そうすると大体失敗します。札幌市でもかつて障がい者用トイレの整備で障がい者の声を聞かず事業を実施した結果、全然使えないトイレができたことがありました。そういう意味では当事者である子どもたちの意見は非常に大事ですね。

### 低迷する自治基本条例の制定 先駆自治体はどう見ているのか

**佐藤** 全国的には自治基本条例の制定が低迷しているように感じのですが、これについてはどうお考えでしょうか。

**片山** 一部で自治基本条例を作つてはいけけない、危険だというPRがあるのは承知していますし、そうした指摘をする研究者の本なども読ませていただいています。しかし、私が考える自治基本条例は、こうした反対論者とは全く相違う論点だと

思っています。確かに、ニセコ町のまちづくり基本条例は第一〇条の「まちづくりに参加する権利」で国籍とか性別などには触れていますが、外国人住民の参政権を認めているとか、認めていないとか一切書いていません。そもそも、日本政府が言っているSDGsは多様性を生かして寛容的な民主主義社会を作っていくという話ですから、まちづくり基本条例はこれを具現化しているに過ぎません。そうした点からも、最近では自治基本条例を誤解している人が多いのかなと感じています。あと、「みんなと一緒に」とは違う異質な力が社会全体に働いているような気がしていますので、これが自治基本条例制定低迷に関係しているのかもしれない。

### 自治基本条例のバイオニアから見る議会基本条例

**佐藤** 他方で議会基本条例の制定は増加傾向です。この動きはどう見えますか。

**片山** 議会基本条例は函館で開催した自治体学会シンポジウムの議会分科会で、議会の役割や政策会議、議会の公開などを議論したのが出発点だったと記憶しています。その後は北海学園大学教授（当時）神原勝さんがプロジェクトを立ち上げ、栗山町議会基本条例の制定に至りました。私は前栗山町議会議長の橋場利勝さんの講演を何度も拝聴しましたが、素晴らしいの一言です。

けれども、議会基本条例を制定した以上、規定した内容を維持していかなければなりませんし、議員は複数交代することもありますから、理念の維持が難しくなることもあるかもしれない。そこは結構大変だろうと思っています。

**佐藤** 自治基本条例の場合は、基本的に首長が変わると言っても一人ですが、議会基本条例の場合は議員の何人かが変わるとその中の維持ですし、いわゆる与党・野党ということになってしまふと、維持はむずかしいということになるのでしょうかね。

**片山** 私はまちづくり基本条例Ⅱまちの憲法として考えていますから、為政者側の事も入っていますし、代表機関である議会も入っている。さらに憲法である以上、簡単にコロナ変わる条例ではありません。ニセコ町のまちづくり基本条例は「四年に一度の成長する条例」と位置づけているので、自治基本条例も議会基本条例も見直し規定を置き、絶えず条例の規定を検証するということが大事なのではないでしょうか。

### 今だからこそ意志決定過程の見える化が必要

**佐藤** 沖縄県石垣市では自治基本条例を廃止しようという動きもありましたが、これについてはどうお考えでしょうか。

**片山** やっぱり、意志決定する側には自治基本条例はお荷物なのだと思います。住民から「自治

基本条例に基づいてやってないじゃないか」と指摘されると、説明できないでしょうから、自治基本条例はない方が楽なのでしょう。為政者にとつては「選挙で選ばれた自分が決めることができるのに、なぜいちいち住民の意見を聞かなきゃならないのか」という思いがあるのは事実です。こういう為政者からすれば、自治基本条例はない方がいいですよ。後ろ向きになる気持ちもわからないわけではありません。

けれども、私はまちづくり基本条例があつて困つたと感じたことはありません。これから民主主義社会を高いレベルにしていこうとすれば、自治基本条例のような規定があつて、住民の共感と賛同の中で意志決定が動いていく過程を見える化した方が健全な社会だと考えています。

最近、来る人はいませんが、管理職会議など内部の会議をすべて公開していることに意義がある。傍聴に来る・来ないは関係なくて、まちづくり基本条例に基づき、私たちのやっている議論は絶えず公開対象であるということが重要です。それが組織に一定程度の緊張感を与えますし、間違つたことはできないという自治体の矜持のような意識が生まれてくると思つています。町職員は「まちづくり基本条例の使わないまちづくりが一番だ。ただ、いざというときの伝家の宝刀としてまちづくり基本条例がある」とよく言つています。自治基本条例にはそうした側面もあります。

**佐藤** それは、意識されなくらいきちんと内

面化しているということですよ。

**片山** それが当たり前になつていないからこそ、多くの自治体に自治基本条例を作つて欲しいと思つています。それぞれ形態は違うにしろ、自治体の憲法である自治基本条例を持ち、自治体で徹底した民主主義が起こつてくれば、最終的には国の政府の意志決定の仕組みを変えられる。今、そういう迫力が自治体には無いなと感じています。

**佐藤** まちづくり基本条例の制定から二〇年経ち、そうした考えが職員にも浸透しているからであつて、これから始めようとする自治体にとつてはかなりハードルが高いように感じるのですが。

**片山** 職員採用時は必ずまちづくり基本条例の勉強会をしますが、そんなにハードルは高くないと思つています。住民の隅々まで浸透していると言えないかもしれませんが、住民の皆さんにまちづくり基本条例のいいエッセンスを提供することで、外国人住民も含めて参加してくれる流れができればいいなと思つています。そのためにはとにかく政策意思形成過程を公開する。そこに多様な住民の主権者の価値観が入ることで政策の質が研ぎ澄まされていき、よりよい良い政策判断が可能となるからです。

### 多様化する住民の意識にどう向き合つか

**片山** ところが、そうした議論が出来ないケースも増えています。例えば、中学校の大規模改修

が必要になつた場合、大規模改修にするのか、あるいは新築するかを住民と一緒に検討をしています。しかし、最近では個人の家を一軒建てるときにも「隣が木を三本ほど切るんじゃないか。意見を聞く場を設けて欲しい」とあるいは「環境面で問題があるのでは」という他者の財産権にも意義を唱える住民が出てきました。

こうした声に応えるためには、要綱などを制定しポーターラインを設けることが必要なのかもしれませんが、今度は「どうしてそう判断できるのか」という住民が出てくる。あるいは、事業では予算額五千万円以上の場合には住民から意見を聞くとも決めることもできますが、機械的に区分けするのもおかしい話で、非常に悩ましい問題です。

**佐藤** そうですね。機械的に規制し、事業区画を小分けにしてしまえば結局、意見募集にかからないという逃げ道になつてしまいますね。

### これからのまちづくり①―事務責任体制を明確にする

**片山** 職員にも相談していませんが、次回のまちづくり基本条例の改正では私の方から、首長は町の最高経営責任者として職務を行うといった規定、副町長は事務事業の最高責任者として、経営の政策責任と事務事業の責任を町長と副町長で分ける規定。それに教育委員会も制度が変わり、現在は教育長が教育行政のトップになっていますが、

教育委員長と教育長という二元的体制の思想が残っている。教育行政における最高責任者として教育長の位置づけするといった規定を提案したいと考えています。

民間で言うCEOやCOOのように自治体の経営責任を明確にするべく、二〇〇六年の地方自治法改正にて副町長などの制度が誕生し、二七〇町でも助役から副町長に変わったのですが、何となく副町長は町長の補佐というイメージで、住民も名称が助役から副町長になっただけと思っている人が多いので、責任体制を明確したいと考えています。

**佐藤** でも、事務事業と言っても簡単には分類できないでしょうし、トップである首長の全体的な見通しや方針と事務事業は関連しています。仮に副町長などが事務事業の部分の責任を持つとしても、その部分と首長が持つ経営責任や方針のつながりはどうすればよいのでしょうか。

**片山** そこは前回の地方自治法でも相当議論があったところですが、首長がカネに絡むもの、許可に絡むモノについて関与してくると、スブズブの関係になってしまう恐れがある。入札執行は町長名で実施しますが、現在は入札について町長は一切関与せず、全て副町長が行っています。

また、年間二〜三万件の決裁がありますが、そのうち私に決裁が回ってくるのは、七〜六千件程度です。町長になってすぐのころは決裁の件数も多くなり、驚きました。見る時間ありません

から、内容を精査しないで押印することもありました。さらに決裁には相手が関わってきます。決裁権者が出張で三日間不在だから決裁できませんとなれば、相手は三日間仕事ができないことになるので、最近では持ち回り決裁や即日決裁も徹底しています。

**佐藤** 細かいところと大きなところとの繋がりを政策評価と事業評価で分けますよね。分けるところの中間的な部分はどうしたらいいのでしょうか。また、副町長にどれくらい事務を任すのかなどの問題も想定できますが。

**片山** 具体的事例に則してやってみないと分かりませんが、私の提案のまま進めると例えば、事務事業の執行権限も全て副町長に委任することになってしまいますので、副町長の責任や事務量がどんどん増えていくのは間違いありません。場合によっては、課長に分権することも必要でしょうし、係長クラスでも五〇万円程度の事務事業であれば決裁できるようにするなどして事務の分散を図っていけば、若い職員でも「このくらいなら自分が決裁する」と責任感を持つことにも繋がる。役場組織はもちろん、まち自体の意識が変わるかもしれません。

**佐藤** 権限を明確にしていくことですね。日本では職階制の規定は無くなりましたけど、あのような発想は全然浸透しませんでした。職階制とは異なりますが権限をきちんと積み上げて、あるいは分けていって分権化していくという考えは

面白い。最近言われる「ジョブ型」とも関連しそうですね。こうした動きは札幌市のような大きな自治体ではなく、小規模自治体の方が進められるかもしれません。

**片山** 権限委譲を明確にすれば、自治体規模の大きさは問題にならないと私は考えています。やはり、権限委譲に対する旧態依然とした考え方を変えていないことで、大きな動きができていないことの方が問題ではないでしょうか。

### これからのまちづくり②ー情報共有の手法を再考する

**佐藤** 事務責任の明確化以外で今後、まちづくり基本条例に基づき考えていることはありますでしょうか。

**片山** 情報公開は今でも悩んでいます。まちづくり基本条例や情報公開条例を見た住民の中には、黙っていても自分のところに情報がくるのが説明責任・情報公開だと思っている方も多い。私は情報公開条例を制定するときに「住民はお客様ではありません。あくまで主権者です。主権者が自らの意志で情報を取りに来る。だからアクセス権なのです。そして、興味は人それぞれなので、全部をお知らせすることは行政ではできない」と言い続けてきました。これは住民参加についても同じです。

私たちはあくまで興味を持った人が参加をし、こんな情報欲しいと言えばそれにきちんとレスポンス

スができる町をつくりましようと思ってきましたので、移住してきた住民の中には「私たちは聞いていません」「あなた方が私たちに言っただけのことがおかしい」というような観客民主主義のような方も存在します。役場が情報を一方的に出すことが情報公開ではないことを日常的に説明して、主権者が公開される情報を見に来るといことが本来の民主主義社会であることを伝えていかなければならないと考えています。

**佐藤** 情報公開という言い方ではなく、情報共有という形で出せば意識してもらえるかもしれませんが、反面、町民会議だったと思いますが、ホームページに掲載されていた議事録を読んだら、町民が「窓口に言ったのに町長に伝わっていないことがいっぱいある」と憤慨している方がいましたね。

### 住民だけではなく、職員や行政内部の情報共有も課題

**片山** そうした住民は少なくありません。この原因は、役場組織が住民の皆さんに可視化されていないことです。私はこれを何とかしたい。今回、ニセコ町でもプレミアム商品券を発行するのですが、住民に「この事業の責任者は商工観光課係長である」と伝えることができれば、住民も「ここを直した方がいい」など、直接係長に言えるようになります。

さらに、私は職員に対し「良いことはやってください。ただし、住民にペナルティを課す場合や議論を要することは必ず町長に報告してください」と言っているのですが、実際はそうした情報が上がってこない。情報があれば住民に対して私から「それはこういうことですよ」と説明することもできますが、情報がなければできませんし、仮に事実と違うことで謝ってしまうと、かえって問題が大きくなってしまふこともあると思います。

また、町長としても職員を守ることができなくなるので、内部での情報共有も大変難しいと感じています。情報共有で言えば、ファイリングシステムをどうするかも課題です。ニセコ町は紙媒体がメインですが、メールなどはすべて電子処理されており、これらは可視化されていません。将来的には電子決裁となるのですが、過渡期である今は紙媒体もすごく重要ですので、今後、どう整理していくのかも悩ましい問題です。

### これからのまちづくり③ー規制よりも住民との議論で解決を

**片山** そして最近、景観条例の規制を強めるべきだという住民が増えつつあり、署名も二件で数百人集まりました。私たちが説明不足だったことは否めませんが、ニセコ町の景観条例には数値など規制は無く、住民説明会だけを義務づけ、最終的には町が判断するという仕組みになっています。

その理由は、例えば上限を二〇メートルに規制すると、その高さまでは相手の権利となります。それを一五メートルに下げて欲しいと言っても、人間の尊厳や基本的人権が踏みじられる場合など、受忍限度による対抗要件がなければ難しい。もし、数値規制があれば規制基準いっぱいの建物がどんなでできているでしょう。だから私は数値規制しない方がいいと考えています。

数値規制がない代わりに「この地域はやつぱり低層でなければダメだ」とか「ここは川のそばだから景観上問題ないので、高い建物でもよい」など、地域毎、ケースバイケースで考えることができます。ただ、業者側からはすれば規制があった方が楽であることは間違いありません。事実、「規制を作ってくれ」「規制がないのでやってみた結果、ダメになるかもしれないので投資できない」という声があります。

けれども、私たちはニセコ町の自然を単に投資の草刈り場にはしたくないと考えていますし、今までもダメになっても構わないくらいに思っています。住民の意見を聞きながら事業を達成したいという住民参加の仕組みに共感してもらおう前提でまちづくりをやっています。大規模リゾートから開発や建設の打診は相当数ありますが、お断りしている案件も多々あります。

**佐藤** ただ、一般的な法規制の枠内にはまってしまうと、許可せざるを得ないということはありませんか。

片山 そうです。町内の一部に都市計画法に基づき準都市計画区域があり、建築物は住居であれば高さ一五メートルを超える部分など上限の規制がなされています。二セコ町景観条例であれば、「住民の意見を聞いてできるだけ住民の要望を聞いて下さい。皆さんと話合いをして良い建物を作りましょう」と言えるのですが、今回は準都市計画地域から一五メートルの開発計画が出てきました。まだ着工はしていませんが、その高さでは景観上の環境負荷が大きい。しかし、下げる合理的理由もない。規制は権利として逆の力を持つことも理解する必要があります。

先日も上智大学法学部教授の北村喜宣さんにお越し頂き、景観条例を精査してもらいました。北村教授から「もう少し地域毎の基準を作った方がいい。ただ、二セコ町の景観条例は景観法の先を行っているので、その要素は残した方がいい」とアドバイスを頂きました。

佐藤 今までだと開発業者と役場、あるいは町長といった権力を持っていた人との間で終わっていたことに、町民が入ることで三角関係の中で牽制していこうというのが景観条例の立法趣旨なのではないでしょうか。

片山 あくまで主催者は住民です。ですが、この前もある住民説明会で住民から「もっと役場がコミットすべきだ」という意見がありました。これに対して私は「それは違います。この条例は『町長としてはこのホテル建設はいいと思う。だから

住民の皆さん認めて下さい』という制度設計とはしていない。地域に住む住民の皆さんが『この計画いいよね』『ここを直してくれば良くなるね』と議論をすることで、事業者と住民でこの地域をよくしていくという創造的な話し合いが生まれてくる。それが住民自治です。

そこにわれわれ役場が入ると住民自治が機能しなくなってしまうので、あくまで役場は記録係、アドバイザーの立ち位置で入ります。こうした経過を受けて最終的な判断を為政者たる町長が行うのです」と説明しました。

佐藤 あくまでも住民主体、主催者である住民の皆さんが方向を決めていくということですね。

片山 しかしながら、法制度上止められないものもあります。そういう時には「住民の皆さんはこう思っている」「苦しくて生活すらしたくない気持ちになっている」などと述べ、首長として住民の側に立つて戦ったり、お願いすることもあります。

### これからのまちづくり④ 肥大化した行政を解消するため株式会社二セコマちを設立

片山 今年の六月議会で念願だった「株式会社二セコマち」を設立しました。最初のミッションはSDGsの思想に基づき、九ヘクタールの街区をつくり、エネルギーと市民電力を立ち上げる目的で設立したものです。実は「株式会社二セコマち

ち」を第二の役場にできないかと考えています。戦後、日本の地方自治は行政サービスの向上を理由に、どんどん仕事を増やし、肥大化してきました。しかし、将来的に行政は政策立案機能として、絶えず住民と未来の二セコをつくらせていくのに注力すべきと私は思っています。その行政によってできあがった政策を住民に渡す受け皿として第二の役場が担う、あるいは橋渡しをすることでいい意味での行政効率化と住民自治の推進を図ればと考え、定款の事業内容にはいろいろ盛り込まれています。

佐藤 ただ、民営化は郵便局で見られたように、時として役所の悪いところと民間の悪いところがくっついてしまうこともありますよね。

片山 私たちの狙いとしては、今までやってきた金儲け前提の民営化とは全く異なり、住民の皆さんが主体となったものをつくり、住民主体のあり方を再構築するものです。どうしても「何でも役場がやるべきだ」という雰囲気があるのですが、私自身はそれを解体したい。そもそもセクターは一つだけでなく、福祉や観光など複合的・重層的に組織運営してもいいと考えているからです。

「株式会社二セコマち」ですが、今回、出資金六千万円で設立し、議会にも町が三八%出資することを承認してもらいました。五〇%にすると議会の関与が出てくるので、敢えて三八%にしましたが、その比率も将来的にはもう少し下げたいと思っています。

すでに町が出資している株式会社ニセコリゾート観光協会も赤字ではなく、黒字経営できていますし、駅前温泉綺羅乃湯も株式会社キラットニセコとして民間株式会社化し住民が出資しています。このように現時点でも住民が出資者となるジョイントセクター方式で様々な事業を進めています。

もちろん、二〇〇三年に観光協会を株式会社化する際も相当な議論があり、金儲けの上手な人や企業が有利となり、弱者が切り捨てられて儲け主義につながると反対意見がありました。そこで、株式のうち五〇％は住民出資、残り五〇％は町が持つことで議論をまとめました。町が株式を持つということは住民全員が株主となりますので公共性を担保できますし、弱者が切り捨てられないようにすることも可能となる。でも、行政が口を出すからおかしな経営になってしまうので、お金は出しても経営には口出ししていません。

**佐藤** 行政が口を出さないのでその通りでいいことですが、逆に口を出せと言ってくる住民もいるのではないのでしょうか。

**片山** 議会も含め、もつと主導権を発揮すべきだ、と言ってくる住民はいます。でも、それをやると町の下請け機関になってしまいます。最初は役員職員より給与が低いかもしれない。しかし、将来的には第二役場の方がずっといいセクターとなり、いい給与となれば、まちは上手く回っていくと思っっています。

## 新型コロナウイルスはまちに暗い影を落としたのか

**佐藤** あと、新型コロナウイルスの感染拡大よりインバウンドも来なくなつて、だいぶ困つていと思うのですが。

**片山** 大変です。ただ、ニセコ町だけ考えると、海外客の比率は通年で三割ほどです。大型ホテルの支配人会議に出席している商工観光課長によれば、ニセコ町内の大型ホテルでも冬期は海外の方が六〜七割くらい宿泊しますが、普段は五割くらいが日本人客となるよう予約を調整しているとのこと。むしろ、隣国との関係が悪くなり、海外客が来なくなるというリスクをオーナーはみんな知っている。だから日本人客を大事にして営業しているそうです。町内にあるペンションなども日本人客を相手にしているので、影響は少ないと聞いています。

ただ、「ニセコ」というと、倶知安町比羅夫地区を皆さんイメージされる方が多く、帰国難民がいるという報道もなされたせいか、ニセコ町にも「外国人に冷たいことするのか」「海外を大事するからおかしなことになるのだ」と言った批判がメール、ファックスなどで多数届きました。ニセコ町も受け皿を作った上で、四人の国際交流員が帰国難民調査をしましたが、町内には発見できませんでした。

反面、清酒「八海山」を製造する新潟県の八海

酒造が新会社をニセコ町内に設立し、ウイスキーとジンの醸造所を建設しています。現在は地元の木材を使った工場を建設しており、来春には本格稼働を予定しています。紅茶などを販売するルピシアもニセコ町に本社を移してくれて、地ビール製造の会社を立ち上げ販売したり、農産物加工の施設を作ってくれたりしています。本物志向の企業が来てくれて、ありがたいです。

**佐藤** 新型コロナウイルスでは離れていても仕事はできると分かりましたから、うまく動くかもしれません。

今日はまちづくり基本条例の制定からその発展までお伺いし、片山さんの根底にあるのが、町職員としてまちづくり基本条例制定に携わっていたころと全く変わらず、最近聞けなくて寂しいと感じていた民主主義の基本的な思いが脈々と生きていることをひしひしと感じました。本日は長時間お話いただき、ありがとうございました。

本稿は二〇二〇年一月五日、ニセコ町役場でのヒアリング内容をまとめたものです。

文責・編集部